5　商品投資関連業務を行う旨
⑴　行う商品投資関連業務が令第37条第１項第２号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨
⑵　行う商品投資関連業務が令第37条第１項第２号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨
⑶　競走用馬投資関連業務を行う旨
6　法第194条の６第２項各号に掲げる行為を業として行う旨
7　不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
8　不動産関連特定投資運用業を行う旨

（注意事項）
行おうとする業務の番号を○で囲むこと。

別紙様式第十一号一(10)④を次のように改める。

④　店頭デリバティブ取引等の状況
イ　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）
1　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。
2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。
3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

ロ　店頭デリバティブ取引等の状況（イに係るものを除く。）

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）
1　店頭デリバティブ取引等の状況（イに係るものを除く。）について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。
2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。
3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

別紙様式第十七号の⑶を次のように改める。

⑶　店頭デリバティブ取引等の状況
①　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）
1　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。
2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。
3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

②　店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）
1　店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。
2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。
3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

別紙様式第十七号⑶を次のように改める。

⑶　店頭デリバティブ取引等の状況
①　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）
1　電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。
2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。
3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。